

定期券関連規則 目次

1. 総則
 - 第1条 変更
2. 定期券の発売駅
 - 第2条 定期券の発売駅
3. 券売機による定期券の発売
 - 第3条 券売機で発売する定期券の種類
 - 第4条 定期券の発売日
 - 第5条 発売条件
 - 第6条 発売区間および発売期間
 - 第7条 上限額
4. クレジットカードによる定期券の発売
 - 第8条 取扱いカードの種類
 - 第9条 取扱箇所
 - 第10条 定期券面への表示
 - 第11条 払戻し時の返金方法
5. 削除
 - 第12条 削除
 - 第13条 削除
 - 第14条 削除
 - 第15条 削除
 - 第16条 削除
 - 第17条 削除
 - 第18条 削除
6. インターネットでの新規定期券の予約扱い
 - 第19条 概要
 - 第20条 予約方法
 - 第21条 予約受付期間
 - 第22条 通学定期券の予約確認
 - 第23条 購入期間
 - 第24条 購入場所
 - 第25条 運賃の支払い

7. 定期券の払戻駅

第26条 定期券の払戻駅

8. 券売機による定期券の払戻し

第27条 券売機で払戻しする定期券の種類

第28条 払戻条件

9. 定期券購入旅客の無償扱い

第29条 無償扱いとする対象

第30条 定期券購入旅客への無償扱い時に発行する乗車証の取扱い

10. 通学定期券の発売対象となる学生等

第31条 発売対象となる学校等

第32条 発売対象となる学生等

11. 改札機における定期券の取違い発生時の取扱い

第33条 取扱い

第34条 定期券が発見されない場合の取扱い

定期券関連規則

2022.3.18 現在

定期券に関連する取扱いは、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)に定めるほか、次のとおり取り扱う。

1. 総則

【変更】

- 第1条** 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

2. 定期券の発売駅

【定期券の発売駅】

第2条 定期券は当社が定めた駅において発売する。

3. 券売機による定期券の発売

【券売機で発売する定期券の種類】

第3条 券売機で発売する定期券の種類は、次の各号のとおり。

- (1) 通勤定期券(磁気・PiTaPa・ICOCA)
- (2) 通学定期券(磁気・PiTaPa・ICOCA)
 - (注1) 身体障害者割引、知的障害者割引、実習定期券は発売しない。
 - (注2) 新規媒体での小児ICOCA定期券を除く。

【定期券の発売日】

第4条 定期券の発売日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規定期券は、通用開始日の14日前から
- (2) 継続定期券は、通用開始日の14日前から
 - (注) 新駅が開業する等、新たな区間等の定期券を発売する場合は、この限りではない。

【発売条件】

第5条 券売機で定期券を購入する場合、第19条から第25条に規定するインターネットでの新規定期券の予約、もしくは旧の定期券の提出を必要とし、その発売条件については、次の各号による。

(1) 旧の定期券が使用中の場合

ア 継続発売

新券の通用開始日の14日前から発売する。

イ 新規発売(開始日選択)

新券の通用開始日の14日前から発売する。(磁気通勤定期券のみ)

(2) 旧の定期券が使用済の場合

新券の通用開始日の14日前から発売する。

(注) 利用できる旧の定期券

通勤定期券は、通用期間終了日から24か月以内

通学定期券は、通用期間終了日から2か月以内

2 通学定期券を、旧の定期券利用で購入するときは、次の各号すべてに該当する場合に購入できるものとする。

(1) 所持する通学定期券の「通用開始日」と新たに購入する通学定期券の「通用開始日」

が同一年度のとき、または、所持する通学定期券の通用終了日が学年の終期以降1か月をこえているとき

(2) 新たに購入する通学定期券の「通用終了日」が、学年の終期以降1か月をこえないこと

(注) 年度とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。また、「学年の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。

3 第3条から第7条に規定する券売機による定期券の発売は、営業規則第20条第1項、第21条第1項、ICOCA乗車券取扱規則第20条第3項の規定にかかわらず、第19条から第25条に規定するインターネットでの新規定期券の予約、もしくは旧の定期券の提出をもって、通勤定期券購入書または通学定期券購入書を提出したものとみなして取り扱う。

【発売区間および発売期間】

第6条 発売区間および発売期間については、次の各号のとおりとする。

(1) 発売区間

当社線ならびに連絡運輸等関連規則に定める連絡運輸範囲内とする。ただし、旧の定期券利用の場合は、旧の定期券と同一区間とする。

(2) 発売期間

1か月、3か月、6か月

【上限額】

第7条 現金での購入は上限20万円とする。ただし、クレジットカードによる決済の場合は、カード発行元の定めるところによる。

(注) ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券(以下、「PiTaPa 定期券」という)は、20万円を限度として、当該 IC 証票によるポストペイ決済も可能
(小児用 PiTaPa 定期券を除く)

4. クレジットカードによる定期券の発売

【取扱いカードの種類】

第8条 当社が取り扱うクレジットカードの種類は、次のとおりとする。

JCB、VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、DinersClub(一部のカードを除く)

【取扱箇所】

第9条 クレジットカードによる定期券発売は、定期券発売所および券売機で取り扱う。

(注) 券売機での取扱いは、初発～23：30の間とする。

【定期券面への表示】

第10条 クレジットカードにより発売する定期券面には、下記のとおり表示するものとし、その様式は当社が定める。

(1) JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub…「クレジットJ」

(2) VISA、MasterCard…「クレジットV」

【払戻し時の返金方法】

第11条 クレジットカードにより発売した定期券の払戻し金は、購入時に使用されたクレジットカードの口座へ返金する。この場合、購入時に使用されたクレジットカードを呈示する。

5. 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

6. インターネットでの新規定期券の予約扱い

【概要】

第19条 新規通勤定期券・新規通学定期券をインターネットで申し込まれた場合に、券売機で発売する。ただし、通学定期券については、当社が予約内容と必要書類を確認(以下、「予約確認」という)したうえで、その内容を承認した場合に限り、発売するものとする。

2 前項に規定する必要書類は、営業規則第21条第1項第1号に規定する。

【予約方法】

第20条 当社ホームページより予約を受け付ける。

【予約受付期間】

第21条 通用開始日の14日前から通用開始日当日までとする。

【通学定期券の予約確認】

第22条 通学定期券の予約確認は次の各号のとおり取り扱う。

(1) インターネットでの予約確認

予約時に写真添付した必要書類によって予約確認を行い、電子メールによって確認結果を通知する。この場合、必要書類の提出は省略する。

(2) 駅での予約確認

必要書類を駅で提出する場合は、当社駅係員が予約確認を行う。

【購入期間】

第23条 通用開始日の14日前から通用開始日の14日後までとする。

【購入場所】

第24条 各駅に設置している券売機で購入するものとし、旅客は、購入する際、予約受付時に発行する「予約番号」と「予約確認番号」を入力する。

【運賃の支払い】

第25条 定期運賃は、券売機での購入時に支払う。

7. 定期券の払戻駅

【定期券の払戻駅】

第26条 定期券は当社が定めた駅において払戻しする。

8. 券売機による定期券の払戻し

【券売機で払戻しする定期券の種類】

第27条 券売機で払戻しする定期券の種類は、次の各号のとおり。

- (1) 通勤定期券(磁気・PiTaPa・ICOCA)
- (2) 通学定期券(磁気・PiTaPa・ICOCA)

※ ICOCA 定期券は定期券機能のみ不要となった場合の払戻しのみ

2 前項の規定は、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 能勢電鉄の単独定期券
- (2) 身体障害者割引定期券・知的障害者割引定期券

【払戻条件】

第28条 前条の規定は、営業規則第104条、第106条、第107条のいずれかを準用できる場合で、かつ、クレジット決済またはポストペイ決済により当社で購入された定期券に限る。ただし、ポストペイ決済で購入されたIC定期券を磁気定期券に発行替えしたものは除く。

2 第27条と本条に規定する券売機による定期券の払戻しは、営業規則第104条第2項、IC定期券取扱規則第14条第2項、ICOCA乗車券取扱規則第28条第1項の規定にかかわらず、払戻しを行う定期券の券売機への投入をもって「再発行・発行替・払戻請求書」を提出したものとみなし、当該定期券の発売の事実を当社の情報システムで確認するとともに、定期券の購入で使用したクレジットカードの券売機への投入と暗証番号入力、または定期券の購入で使用したポストペイ式IC証票(払戻しを行うPiTaPa定期券)の券売機への投入と生年月日入力のいずれかによって、記名人本人であることを証明するものとして取り扱う。

3 払戻金は、当該クレジットカードまたはポストペイ式IC証票で使用する金融機関口座に返金する。

9. 定期券購入旅客の無賃扱い

【無賃扱いとする対象】

第 29 条 定期券を購入(または払戻し)する目的で定期券発売所非設置駅(以下、「非設置駅」という)から原則として最寄りの定期券発売所設置駅(以下、「設置駅」という)まで乗車する旅客とする。ただし、最寄りの設置駅が営業開始前または休業日の時は、当日より有効の定期券を購入する場合に限り、購入しようとする定期券の券面区間内の全発売駅を最寄りの設置駅とみなす。

- 2 設置駅が営業開始前または休業日の時は非設置駅とみなし、前項の取扱いをする。
- 3 継続定期券を購入する場合で所持する定期券の券面区間内に設置駅があるときは、第 1 項および第 2 項の取扱いをしない。
- 4 当社が必要と認めた場合、復路または復路のみの乗車についても無賃扱いとする対象として取り扱う。

【定期券購入旅客への無賃扱い時に発行する乗車証の取扱い】

第 30 条 前条の規定により、当社が無賃扱いを認めた場合、当社が定める様式の乗車証を発行する。ただし、その乗車証の効力は、次の各号のとおりとする。

- (1) 発行当日限り有効とする。
- (2) 定期券購入駅以外での降車、その他定期券を購入しないときは無効とする。
- (3) 復路において途中下車は前途無効とし、乗車証記載駅をこえた駅まで乗り越した場合は別途普通運賃を収受する。

10. 通学定期券の発売対象となる学生等

【発売対象となる学校等】

第31条 発売対象となる学校等については、次の各号のとおりとする。

(1) 規則

学校指定取扱関連規則第3条第1項に定める指定学校

(2) 取扱い

ア 学校指定取扱関連規則第3条第1項第1号に規定する学校教育法第1条に定める学校(以下「1条校」という)とそれ以外の学校は、学校名に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校という1条校固有の名称を用いているか否かにより区別する。

イ 短期大学、大学院は学校教育法上の大学に含まれるので、学校名に短期大学、大学院という名称を用いている学校は1条校とする。

ウ 1条校に類似した名称を用いている場合であっても、1条校固有の名称を用いていない学校は1条校として取り扱わない。((例)〇〇大校)

【発売対象となる学生等】

第32条 発売対象となる学生等については、次のとおりとする。

(1) 規則

学校指定取扱関連規則第3条第2項に定める学生・生徒・児童または幼児(以下「学生等」という)

(2) 取扱い

ア 通学定期券の発売対象となる学生等は、指定学校に在籍して卒業を前提として就学する学生等(以下「正規生」という)とする。

イ 正規生以外の学生等(以下「非正規生」という)については、科目等履修生、研究生、研修生、専攻生、聴講生等その名称にかかわらず通学定期券を発売しない。

ウ 留学生に対する通学定期券発売については、留学生という名称で判断するのではなく、その学生等が正規生か否かにより判断する。

11. 改札機における定期券の取違い発生時の取扱い

【取扱い】

第33条 旅客から定期券の取違いの申し出があったときは、その定期券を預かり、正当券面内容を聴取し、申し出日を含めた5日間を通用期間とする当社が定める様式の特別乗車証を発行する。

2 前項の取扱いは、連絡定期券についても同様に行う。

【定期券が発見されない場合の取扱い】

第34条 特別乗車証を発行したのち、その通用期間5日間のうちに当該定期券が発見されない場合は、特別乗車証の通用期間終了日に当社が所持する定期券情報をもとに定期券を再発行する。なお、この取扱いは、旅客が所持する特別乗車証と引換えに行うものとする。